

福祉医療の受給者証を更新

7月1日から新しい受給者証になります

福祉医療とは、乳幼児や小中学生、母子家庭、障害のある方、一定の要件を満たした高齢者などの皆さんの医療保険診療における自己負担分の一部を、県と市で助成する制度です。

《問合せ》市民課
☎21-9061または各振興局市民福祉課

6月下旬に新しい受給者証を郵送します



有効期間が6月30日(土)までの「福祉医療費受給者証」(サーモンピンク色)を持ち、引き続き受給資格のある方には、6月下旬に新しい受給者証(水色)を郵送します。7月以降は、新しい受給者証を健康保険証と併せて医療機関などに提示してください。また、所得制限などで受給対象とならなかった方には、

非該当の通知を郵送します。
※2年以上続けて非該当となる方には、送付希望がない場合通知書を送付しません。

新たに受給資格を有する方へ

次の方は、新たに受給資格を有しますので、問合せ窓口で申請してください。

▼昨年まで所得制限などで非該当となっていたが、7月1日から該当する方
▼受給資格要件を満たしているが、未申請の方
※申請手続きには、印鑑、健康保険証等が必要です。

1月2日以降に転入した方等へ

1月2日以降に転入した方(本人、配偶者、扶養義務者)および市外に住んでいる扶養義務者は、平成30年度所得課税証明書(平成29年中の所得)の提出が必要です。
※所得課税証明書は、平成30年1月1日現在で住所がある

《福祉医療費助成制度》(7月1日から)

制度	対象者	所得制限 (平成29年中の所得)	一部負担金			
			区分	自己負担割合	負担限度月額	
高齢期移行助成	65~69歳	世帯員全員が市民税非課税であり、かつ対象者本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の方※1	Ⅱ※2	2割	外来	12,000円
					入院	35,400円
			Ⅰ※2	2割	外来	8,000円
					入院	15,000円
母子家庭等医療	18歳(高校等在学中は20歳)到達後の最初の3月末日までの母子(父子)家庭の子とその保護者または遺児	児童扶養手当が全部支給(満額支給)される方。低所得者は一部支給基準内であれば対象※6	【一般】	—	外来※3	800円
					入院※5	3,200円
			【低所得】	—	外来※3	400円
					入院※5	1,600円
重度障害者医療	・身体障害者手帳1・2級の方 ・療育手帳A判定の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方	本人や扶養義務者等の市民税所得割の合計額が、23万5千円未満であること	【一般】	—	外来※3	600円
					入院※5	2,400円
高齢重度障害者医療	重度障害者医療の資格要件を満たす後期高齢者医療制度の被保険者	同上	【低所得】	—	外来※3	400円
入院	1,600円					
乳幼児等医療	小学3年生以下の子ども	扶養義務者の市民税所得割の合計額が、23万5千円未満であること(0歳児は所得制限なし)	—	—	外来※3	400円
入院	無料					
こども医療	小学4年生~中学生(15歳到達後の最初の3月末日まで)	同上	—	—	外来※4	2割負担 1,600円
					入院	無料

- ※1 昭和27年7月1日生まれ以降の方は、次のいずれかの要件を満たす方が対象
【区分Ⅰ】世帯員全員に所得がない方 【区分Ⅱ】上表の所得制限に加えて要介護2以上の方
- ※2 昭和24年6月30日以前生まれの方は、【区分Ⅱ】2割負担(外来8,000円、入院24,600円)
【区分Ⅰ】1割負担(外来8,000円、入院15,000円)
- ※3 外来の自己負担限度額は、1医療機関・1薬局ごと(月2回まで)
- ※4 こども医療の外来の自己負担限度額は2割負担で、1医療機関・1薬局ごと1,600円まで
- ※5 母子家庭等・重度障害者医療の中学生以下の入院は、医療機関で自己負担限度額を支払い後、申請で自己負担限度額分を払い戻し
- ※6 低所得とは、所得制限基準の判定対象となる方の全員が市民税非課税者で、年金収入を加えた所得80万円以下の方



った市区町村で入手してください。

自己負担の注意点

- ▼兵庫県外の医療機関では受給者証は使用できません。いったん健康保険の自己負担額を医療機関窓口で支払った後、問合せ窓口で領収書等を持参し、福祉医療費の支給申請をしてください。
- ▼健康保険適用外の費用(健康診断・予防接種・入院時の差額ベッド代・食事代など)は、助成対象外です。
- ▼学校(保育所、幼稚園、小・中学校等)の管理下で生じたけが等、災害共済給付の対象となる場合は、助成対象外です。
- ▼他の公費負担医療の給付を受ける場合は、助成対象外です。

届け出のお願い

転居、転出、世帯構成の異動、修正申告等があった場合は、受給資格が変わる可能性があるため、届け出が必要です。



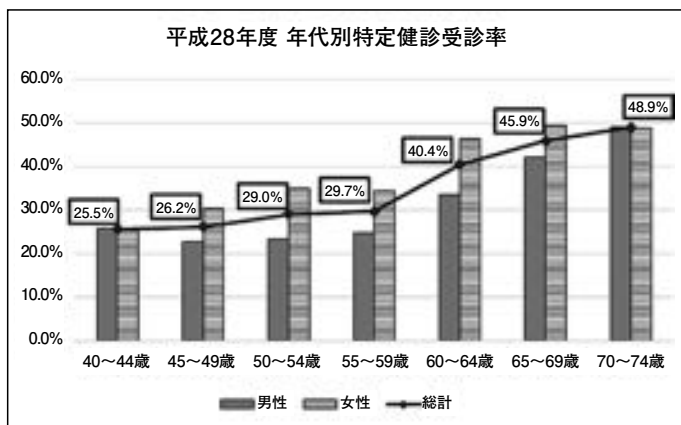
年に一度は健康診査

気付きにくい「体の変化」をチェックしよう！

特定健康診査(特定健診)は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の早期発見と予防を目的に行う健診です。40歳から74歳までの国民健康保険加入の方は「すこやか市民健診・個別健診・人間ドック」で1年に1回、無料で特定健診を受けられます。 《問合せ》健康増進課 ☎24-7034

特定健診の受診率

平成28年度の特定健康診査受診率は右記グラフのとおりです。本市は、年代でみると40～50歳代、性別でみると男性の受診率が低い傾向にあります。「健康だから」「忙しいから」などの理由で健診を受けない方が多いですが、高血圧や糖尿病などの生活習慣病は自覚症状がなく、気付きにくいものです。年に一度健診を受けることで、自分では気付きにくい体の変化を知ることができ、病気を未然に防ぐことができます。これからも元気に仕事や趣味などの活動を続けるために、健診を受けてみませんか？



「個別健診」は身近な病院でも受けられます

特定健康診査は、各地域の医療機関でも個別健診を受けることができます。すでに病院にかかり治療をしている方も、主治医に相談の上、ぜひ受診してください。予約・受付時間は健診を希望する次の医療機関に問い合わせてください。

《平成30年度個別健診登録医療機関》

地域	医療機関	電話番号	地域	医療機関	電話番号	地域	医療機関	電話番号
豊岡	いがらし医院	29-2766	豊岡	舟木内科医院	22-3538	日高	長谷川クリニック	42-3955
	江本内科クリニック	29-0333		やすだ内科クリニック	22-1159		市立神鍋診療所	45-0003
	大井医院	24-1001		由利医院	22-2382		野田消化器科クリニック	42-1022
	小西整形外科医院	29-0855		吉田クリニック	26-8188		日高医療センター	42-1611
	さくらクリニック	23-8668	しらゆり診療所	24-7201	前田クリニック	43-1100		
	ろっぼう診療所	24-7007	城崎	浅見医院	32-2610	但東	市立高橋診療所	55-0036
	中島医院	24-9500		賀嶋医院	47-0005		市立資母診療所	56-0303
		中治内科クリニック	24-1890	竹野	市立森本診療所	48-0001	—	—
	中田医院	28-2016	日高	北村内科	42-3110	—	—	—